

平成 22 年 5 月 21 日  
(公益財団法人地方自治総合研究所)

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、平成 20 年 12 月 31 日に施行された改正国家公務員法等の規程に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届けることが必要な「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨公表いたします。